

大蔵委員会議録第三十四号

昭和二十八年七月三十一日(金曜日)

午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 吉米地英俊君
理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君
理事 佐藤 次郎君 理事 春日 一幸君
理事 島村 一郎君

有田 二郎君 宇都宮 徳馬君
大上 司君 大平 正芳君
黒金 泰美君 藤枝 泉介君
宮原 幸三郎君 福田 繁芳君
本名 武君 小川 豊明君
木原 津與志君 久保田 鶴松君
平岡 忠次郎君 山口 シヅエ君
福田 越夫君

委員外の出席者

議員 岡 良一君
外務事務官 安川 莊君
(國際協力局 第三課長)
大蔵事務官(理 稲田 耕作君
財局資金課長)
大蔵事務官(管 木村 三男君
財局國有財産第一課長)
大蔵事務官(管 牧野 誠一君
財局國有財産第二課長)

七月三十日

委員春日一幸君及び増田甲子七君辭任につき、その補欠として伊藤卯四郎君及び藤枝泉介君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中山マサ君及び伊藤卯四郎君辭任につき、その補欠として三和精一

君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

七月三十一日

米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(森幸太郎君外十二名提出、衆法第五七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員長より報告聴取の件
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国庫の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案(岡良一君外二十六名提出、衆法第二〇号)

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(福田越夫君提出、衆法第五一號)
米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(森幸太郎君外十二名提出、衆法第五七号)

請願

一 物品税中貴石、貴金屬の製造課税を小売課税に変更反対に関する請願(足立篤郎君紹介)(第一〇号)
二 油津港を貿易港に指定の請願(伊東岩男君紹介)(第三八号)
三 台湾省出身元日本軍人等の未払給料整理に関する請願(今村忠助君紹介)(第二一三三号)
四 揮発油税軽減に関する請願(岡良一君紹介)(第三〇五号)
五 石油関税の減免措置延期に関する請願(岡良一君紹介)(第三〇五号)

六 商工組合中央金庫に対する政府預託金引揚反対に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第四六三三号)

七 日章飛行場返還に関する請願(長野長廣君紹介)(第四六四号)

八 旧海軍文官の退職賞与中未払額の支払促進に関する請願(前田榮之助君紹介)(第六三〇号)

九 石油関税の減免措置延期に関する請願(岡田五郎君紹介)(第七一五号)

一〇 揮発油税軽減に関する請願(木下郁君紹介)(第七一六号)

一一 同(岡田五郎君紹介)(第七一七号)

一二 同(金光庸夫君紹介)(第七一八号)

一三 石油関税の減免措置延期に関する請願(前田正男君紹介)(第七一八六号)

一四 同(館林三喜男君紹介)(第七一四〇号)

一五 同外一件(櫻内義雄君紹介)(第七一四一號)

一六 揮発油税軽減に関する請願(前田正男君紹介)(第七一七七号)

一七 同(館林三喜男君紹介)(第七一三八号)

一八 同外二件(櫻内義雄君紹介)(第七一三九号)

一九 物品税法の一部改正に関する請願(淺香忠雄君外一名紹介)(第七一七八号)

二〇 舞鶴市内の国有財産並下げに関する請願(大石ヨシエ君

紹介)(第八四二号)

二一 揮発油税軽減に関する請願(河原田 隆吉君紹介)(第一〇八九号)

二二 同(保利茂君紹介)(第一〇九〇号)

二三 石油関税の減免措置延期に関する請願(河原田 隆吉君紹介)(第一〇九四号)

二四 酒類容器開放し制度実施に関する請願(辻耕一君紹介)(第一一〇〇号)

二五 石油関税の減免措置延期に関する請願(保利茂君紹介)(第一一八四号)

二六 同(植木庚子郎君紹介)(第一一八五号)

二七 同(小川豊明君紹介)(第一一八六号)

二八 同(松山義雄君紹介)(第一一八七号)

二九 同(白井莊一君紹介)(第一一八八号)

三〇 揮発油税軽減に関する請願(松山義雄君紹介)(第一一八九号)

三一 同(江藤夏雄君紹介)(第一一九〇号)

三二 同(甲斐政治君紹介)(第一一九一號)

三三 同(小川豊明君紹介)(第一一九二號)

三四 同(白井莊一君紹介)(第一一九三號)

三五 同(植木庚子郎君紹介)(第一一九四号)

三六 輕便油税軽減等に関する請願(小川豊明君紹介)(第一一九五号)

三七 揮発油税軽減に関する請願外一件(小林 鏡君紹介)(第一三三三號)

三八 同(船越弘君紹介)(第一三三三號)

三九 石油関税の減免措置延期に関する請願外一件(小林 鏡君紹介)(第一三三五号)

四〇 同(村上勇君紹介)(第一三三六号)

四一 同(船越弘君紹介)(第一三三七号)

四二 同(内海安吉君紹介)(第一三三八号)

四三 揮発油税軽減に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一四二四号)

四四 同(足鹿覺君紹介)(第一四二五号)

四五 同(岡田五郎君紹介)(第一四二六号)

四六 同(岸田正記君紹介)(第一四二七号)

四七 石油関税の減免措置延期に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一四二八号)

四八 同(岸田正記君紹介)(第一四二九号)

四九 蓄音機針に対する物品税撤廃の請願(春日一幸君紹介)(第一四八二号)

五〇 石油関税の減免措置延期に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第一四八三号)

- 五一 同(春日一幸君紹介)(第一四八四号)
- 五二 同(勝間田清一君紹介)(第一四八五号)
- 五三 同(森清君紹介)(第一四八六号)
- 五四 同(加藤精三君紹介)(第一四八七号)
- 五五 同(小峯柳多君紹介)(第一四八八号)
- 五六 揮発油税軽減に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第一四八七号)
- 五七 同(森清君紹介)(第一四八八号)
- 五八 同(中村三之丞君紹介)(第一四八九号)
- 五九 同(春日一幸君紹介)(第一四九〇号)
- 六〇 同(勝間田清一君紹介)(第一四九五号)
- 六一 同(加藤精三君紹介)(第一四九六号)
- 六二 同(増田甲子七君紹介)(第一四九七号)
- 六三 同(機械器具交換互下げに関する請願(春日一幸君紹介)(第一四九九号)
- 六四 揮発油税軽減に関する請願(小峯柳多君紹介)(第一六八九号)
- 六五 同(南條徳男君紹介)(第一六九〇号)
- 六六 石油関税の減免措置延期に関する請願(南條徳男君紹介)(第一六九一号)
- 六七 石油関税の減免措置延期に関する請願(小川平二君紹介)(第一七六二号)
- 六八 同(岸田正記君紹介)(第一七六三号)
- 六九 揮発油税軽減に関する請願(岸田正記君紹介)(第一七六四号)
- 七〇 揮発油税軽減に関する請願(長谷川峻君紹介)(第一八〇六号)
- 七一 同外一件(藤枝泉介君紹介)(第一八〇七号)
- 七二 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一八〇八号)
- 七三 同(古井喜實君紹介)(第一八〇九号)
- 七四 同(高橋順一君紹介)(第一八一〇号)
- 七五 同(館林三喜男君紹介)(第一八一一号)
- 七六 同(追水久常君紹介)(第一八一二号)
- 七七 同(中村幸八君紹介)(第一八一三号)
- 七八 同(藤枝泉介君紹介)(第一八一四号)
- 七九 石油関税の減免措置延期に関する請願(鍛冶良作君紹介)(第一八一五号)
- 八〇 同(中村幸八君紹介)(第一八一六号)
- 八一 同(高橋順一君紹介)(第一八一七号)
- 八二 同外二件(藤枝泉介君紹介)(第一八一八号)
- 八三 同(八木一郎君紹介)(第一八一九号)
- 八四 火災保険料引下げに関する請願(永田良吉君紹介)(第一八二一号)
- 八五 石油関税の減免措置延期に関する請願外一件(岡本忠雄君紹介)(第一九四二号)
- 八六 同外二件(加藤鑛造君紹介)(第一九四三号)
- 八七 同(倉石忠雄君紹介)(第一九四四号)
- 八八 同(小高嘉郎君紹介)(第一九四五号)
- 八九 同(内藤友明君紹介)(第一九四六号)
- 九〇 揮発油税軽減に関する請願外一件(岡本忠雄君紹介)(第一九四七号)
- 九一 同(八木一郎君紹介)(第一九四八号)
- 九二 同(高橋等君紹介)(第一九四九号)
- 九三 同外二件(加藤鑛造君紹介)(第一九五〇号)
- 九四 同(小高嘉郎君紹介)(第一九五一号)
- 九五 旧軍需に對し年金並びに一時金受給資格付与に関する請願(中村清君紹介)(第一九六二号)
- 九六 石油関税の減免措置延期に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第一九六三号)
- 九七 同(佐藤虎次郎君紹介)(第一九六四号)
- 九八 同(福井勇君紹介)(第一九六五号)
- 九九 揮発油税軽減に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第一九六六号)
- 一〇〇 同(吉川久衛君紹介)(第一九六七号)
- 一〇一 同(佐藤虎次郎君紹介)(第一九六八号)
- 一〇二 同(福井勇君紹介)(第一九六九号)
- 一〇三 揮発油税軽減に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一九七〇号)
- 一〇四 同(岡村利右衛門君紹介)(第一九七一号)
- 一〇五 同(尾崎末吉君紹介)(第一九七二号)
- 一〇六 同(生田安一君紹介)(第一九七三号)
- 一〇七 同(小平久雄君紹介)(第一九七四号)
- 一〇八 同(山田彌一君紹介)(第一九七五号)
- 一〇九 同外一件(平野三郎君紹介)(第一九七六号)
- 一〇 石油関税の減免措置延期に関する請願(尾崎末吉君紹介)(第一九七七号)
- 一一 同(山花秀雄君紹介)(第一九七八号)
- 一二 同(平野三郎君紹介)(第一九七九号)
- 一三 同(高橋等君紹介)(第一九八〇号)
- 一四 同(竹尾式君紹介)(第一九八一号)
- 一五 同(生田安一君紹介)(第一九八二号)
- 一六 農業所得税に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一九八三号)
- 一七 スキー木部並びに附属品に對する物品税撤廃の請願(坂田十郎君紹介)(第一九八四号)
- 一八 石油関税の減免措置延期に関する請願(松野順三君紹介)(第一九八五号)
- 一九 同外四件(榎兼次郎君紹介)(第一九八六号)
- 二〇 揮発油税軽減に関する請願外四件(榎兼次郎君紹介)(第一九八七号)
- 二一 同(松野順三君紹介)(第一九八八号)
- 二二 揮発油税軽減に関する請願(足立篤郎君紹介)(第一九八九号)
- 二三 同(戸塚九一郎君紹介)(第一九九〇号)
- 二四 同(岡村利右衛門君紹介)(第一九九一号)
- 二五 同(松田鐵藏君紹介)(第一九九二号)
- 二六 同(古井喜實君紹介)(第一九九三号)
- 二七 同(遠藤三郎君紹介)(第一九九四号)
- 二八 同(早稻田柳右エ門君紹介)(第一九九五号)
- 二九 同(長谷川保君紹介)(第一九九六号)
- 三〇 石油関税の減免措置延期に関する請願(足立篤郎君紹介)(第一九九七号)
- 三一 同(早稻田柳右エ門君紹介)(第一九九八号)
- 三二 同(西村直己君紹介)(第一九九九号)
- 三三 同(戸塚九一郎君紹介)(第二〇〇〇号)
- 三四 同(岡村利右衛門君紹介)(第二〇〇一号)
- 三五 同(松田鐵藏君紹介)(第二〇〇二号)
- 三六 同(遠藤三郎君紹介)(第二〇〇三号)
- 三七 同(山田彌一君紹介)(第二〇〇四号)
- 三八 同(長谷川保君紹介)(第二〇〇五号)
- 三九 同(古井喜實君紹介)(第二〇〇六号)
- 四〇 石炭手当に對する所得税免除の請願(橋路節雄君紹介)(第二〇〇七号)
- 四一 工業利しゅう面に對する物

二〇五 果実エツセスに對する物
品税撤廢の請願(三和精一君紹介)

二〇六 揮発油稅軽減に關する請願
(西村直己君紹介)(第四五四〇号)

五四一號)
二〇八 同(小笠公韶君紹介)(第四

二〇九 同(早稻田柳右エ門君紹介)
(第四六五九号)

二二一 同外二件(塚田十一君紹介)

二二二 同（藤枝泉介君紹介）（第四六六二号）

二三 不泊園の派手描量延期に
関する請願（小川豊明君紹介）（第
四五四三号）

二四 同 (小笠原龍若親允) (第四
五四号)

二二六 同(早稻田柳右三門君紹介)

二七 同(大野伴陸君紹介)(第四六六三号)

介（第四六六四号）
二一九 同（藤枝泉介君紹介）（第四

二二〇 十八インチ以下子供自転車
に對する物品税撤廃の請願（柳原

二二一 織物消費税廃止に伴う業者手持品の既納税額返還に関する請

六二六号)

- 二二二 旧第三海軍燃料廠跡地開放に関する請願(田中龍夫君紹介)(第四六五七号)
- 二三三 所得税法並びに法人税法改正案の撤回に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第四六五八号)
- 二三四 国家買収による土地、家屋移転補償料免税に関する請願(川島正次郎君外一名紹介)(第四六九六号)
- 二二五 揮発油税軽減に関する請願(福田越夫君紹介)(第四八〇八号)
- 二二六 同(武藤運十郎君紹介)(第四八〇九号)
- 二二七 同(武田信之助君紹介)(第四八二〇号)
- 二二八 同(田中龍夫君紹介)(第四八二一号)
- 二二九 石油関税の減免措置延期に関する請願(福田越夫君紹介)(第四八二二号)
- 二三〇 同(武藤運十郎君紹介)(第四八二三号)
- 二三一 同(武田信之助君紹介)(第四八二四号)
- 二二二 同(田中龍夫君紹介)(第四八二五号)
- 二三三 産根刺しゅうに対する物品税撤廃の請願(今井耕君紹介)(第四八二七号)
- 二三四 農業協同組合に対する法人税免除に関する請願(福田越夫君紹介)(第四八二八号)
- 二三五 揮発油税軽減に関する請願(大西順夫君紹介)(第五〇〇六号)
- 二三六 同(足立篤郎君紹介)(第五〇〇七号)
- 二三七 同(吉米地英俊君紹介)(第五〇〇八号)
- 二三八 同(前田正男君紹介)(第五〇〇九号)
- 二二九 同(岡本忠雄君紹介)(第五〇一〇号)
- 二四〇 同(小川平二君紹介)(第五〇一一号)
- 二四一 同(柴田義男君紹介)(第五〇一二号)
- 二四二 同(丹羽喬四郎君紹介)(第五〇一三号)
- 二四三 同(山崎岩男君紹介)(第五〇一四号)
- 二四四 同(前田榮之助君紹介)(第五〇一五号)
- 二四五 同(風見章君紹介)(第五〇一六号)
- 二四六 同(中居英太郎君紹介)(第五〇一七号)
- 二四七 同(原茂君紹介)(第五〇一八号)
- 二四八 同(福田越夫君紹介)(第五〇一九号)
- 二四九 同(中村幸八君紹介)(第五〇二〇号)
- 二五〇 石油関税の減免措置延期に関する請願(大西順夫君紹介)(第五〇二一三三号)
- 二五一 同(岡本忠雄君紹介)(第五〇二一四号)
- 二五二 同(足立篤郎君紹介)(第五〇二一五号)
- 二五三 同(吉米地英俊君紹介)(第五〇二一六号)
- 二五四 同(前田正男君紹介)(第五〇二一七号)
- 二五五 同(柴田義男君紹介)(第五〇二一八号)
- 二五六 同(小川平二君紹介)(第五〇二一九号)
- 二五七 同(丹羽喬四郎君紹介)(第五〇二二五号)
- 二五八 同(山崎岩男君紹介)(第五〇二二六号)
- 二五九 同(前田榮之助君紹介)(第五〇二二七号)
- 二六〇 同(福田越夫君紹介)(第五〇二二八号)
- 二六一 同(風見章君紹介)(第五〇二二九号)
- 二六二 同(中居英太郎君紹介)(第五〇二三〇号)
- 二六三 同(原茂君紹介)(第五〇二三六号)
- 二六四 同(中村幸八君紹介)(第五〇二三七号)
- 二六五 同(岡田直君紹介)(第五〇二三八号)
- 二六六 在外資産補償に関する請願(西村久之君紹介)(第五〇二三九号)
- 二六七 石炭手当及び寒冷地手当の所得税免除に関する請願(吉米地英俊君紹介)(第五〇三三七号)
- 二六八 現行会計年度を曆年度に改正の請願(吉米地英俊君紹介)(第五〇三三八号)
- 二六九 銀行従業員の給与に対する大蔵省の干渉及び統制の排除に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第五〇三三九号)
- 二七〇 水害救援資金の長期貸付に関する請願(多賀谷真徳君紹介)(第五〇三四〇号)
- 二七一 旧軍港市転換事業に関する請願(前田榮之助君外二名紹介)(第五〇三六一号)
- 二七二 物品税法の一部改正に関する請願(西村直己君紹介)(第五〇三六二号)
- 二七三 鉄道車両輸出振興に伴う金賦優遇措置に関する請願(岡田五郎君紹介)(第五〇三八九号)
- 二七四 鉄道車両輸出振興に伴う特別措置に関する請願(岡田五郎君紹介)(第五〇三九〇号)
- 二七五 石油関税の減免措置延期に関する請願(長谷川保君紹介)(第五〇三九八号)
- 二七六 同(長谷川峻君紹介)(第五〇三九九号)
- 二七七 同(塚原俊郎君紹介)(第五〇四〇〇号)
- 二七八 同(志賀健次郎君紹介)(第五〇四〇一号)
- 二七九 揮発油税軽減に関する請願(長谷川保君紹介)(第五〇四二二二号)
- 二八〇 同(長谷川峻君紹介)(第五〇四二二三号)
- 二八一 同(塚原俊郎君紹介)(第五〇四二二四号)
- 二八二 同(志賀健次郎君紹介)(第五〇四二二五号)
- 二八三 同(勝間田清一君紹介)(第五〇四二二六号)
- 二八四 転産業者酒造免許に関する請願(齋木重一君紹介)(第五〇四二二七号)
- 二八五 石油関税の減免措置延期に関する請願外一件(田子一民君紹介)(第五〇四二二七号)
- 二八六 同(森清君紹介)(第五〇四二二八号)
- 二八七 同(田子一民君紹介)(第五〇四二二九号)
- 二八八 同(森清君紹介)(第五〇四二三〇号)
- 二八九 同(小山倉之助君紹介)(第五〇四三三九号)
- 二九〇 同(佐藤洋之助君紹介)(第五〇四三三九号)
- 二九一 揮発油税軽減に関する請願(西村英一君紹介)(第五〇四四九〇号)
- 二九二 同(田子一民君紹介)(第五〇四四九一〇号)
- 二九三 同(森清君紹介)(第五〇四四九二〇号)
- 二九四 同(森清君紹介)(第五〇四四九三〇号)
- 二九五 同(小山倉之助君紹介)(第五〇四四九三七七号)
- 二九六 同(佐藤洋之助君紹介)(第五〇四四九三三八号)
- 二九七 揮発油税軽減等に関する請願(岡田五郎君紹介)(第五〇四四九三三九号)
- 二九八 東北興業株式会社に対する財政援助に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第五〇四四九六一六号)
- 二九九 静岡県木漆工業協同組合の手形取引に関する請願(勝間田清一君紹介)(第五〇四四九六五七号)
- 三〇〇 所得税法の一部を改正する法律案等反対に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第五〇四四九六六号)
- 陳情書
- 一 所得税法の一部改正案に関する陳情書(名古屋市長 鈴木健)(第三三四号)
- 二 同(京都市会議員長竹内忠治)(第三三五号)
- 三 銅器及び漆器等に対する物品税軽減に関する陳情書(富山県議会 議長 渡辺吉)(第三三六号)
- 四 物品税小売店頭課税に関する陳情書(徳島商工会議所内徳島県化粧品小売物小売商連合組合 田村勝美)(第三三七号)
- 五 中央地区帰国者に対する定着援

護資金増額に関する陳情書（四国市議会議長会会長宇和島市議会議長松田清義）（第五四号）
六 工場用地に関する再評価税及び譲渡所得軽減の陳情書（大阪府商工会議所連合会会長杉道助）（第一〇六号）
七 市町村民の課税標準となる所得税総所得額の決定に関する陳情書（長崎県町村議会議長会会長浦口淳一）（第一〇七号）
八 林業関係税制改正に関する陳情書（国会林業議員懇話会河井彌八）（第三二一号）
九 揮発油税軽減等に関する陳情書（東京都中央区銀座東一丁目二番地日本トラック協会会長小野哲）（第三五七号）
一〇 昭和二十八年度予算編成に関する陳情書（大阪商工会議所会頭杉道助）（第三八四号）
一一 漁業協同組合に対する法人税撤廃に関する陳情書（長崎県漁業協同組合連合会会長理事丸龜秀雄外一名）（第四〇一号）
一二 揮発油税軽減に関する陳情書（名古屋市愛知県自動車組合同連合会会長山中清一）（第四〇二号）
一三 揮発油税軽減に関する陳情書（東京都中央区新富町三丁目二番地全国石油協会会長森平東一）（第四二二号）
一四 電源開発事業等に伴う補償に対する課税免除の陳情書（愛媛県議会議長井原岸高）（第四二二号）
一五 揮発油税軽減に関する陳情書（岐阜県貨物自動車協会会長田口利八）（第四六二号）

一六 同（石川県自動車組合同連合会会長大島新一）（第四六三号）
一七 石油関税の減免措置延期に関する陳情書（岐阜県貨物自動車協会会長田口利八）（第四六四号）
一八 揮発油税軽減に関する陳情書（岐阜市金町一丁目岐阜県自動車組合同連合会会長早川光次郎外二名）（第四九一号）
一九 同（盛岡市盛岡運輸株式会社取締役社長安倍東七外二名）（第四九二号）
二〇 石油関税の減免措置延期に関する陳情書（盛岡市盛岡運輸株式会社取締役社長安倍東七外二名）（第四九三号）
二一 協同組合に対する法人税撤廃に関する陳情書（全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄）（第五二一号）
二二 ジュディ台風及び豪雨被害のため被災した収納代金の前渡金の早急なる支払に関する陳情書（鹿児島県議会議長田中茂穂）（第五九五号）
二三 ジュディ台風及び豪雨被害に対する農村課税の軽減並びに平衡交付金の増額に関する陳情書（鹿児島県議会議長田中茂穂）（第五九六号）
二四 長崎税関支署の昇格に関する陳情書（長崎県知事西岡竹次郎外二名）（第六六六号）
二五 国内のP・X等において合衆国の軍人等に販売される写真機等の輸出免税手続に関する陳情書（東京都中央区日本橋室町三丁目一番地光學機械工業会写真機部会

杉浦六右衛門外八名）（第六六七号）
二六 漁業協同組合に対する法人税撤廃に関する陳情書（全国漁業協同組合連合会会長理事木下辰雄）（第七五一号）
二七 富士山頂上げ反対に関する陳情書（甲府市橋町十八番地改進黨山梨県支部連合会会長星野重次）（第八〇〇号）
二八 所得税法及び法人税法の一部改正案に対する反対の陳情書（京都府商工組合中央会内京都府商工団体連絡協議会代表浅田信雄外十三名）（第八二一号）
二九 石油関税の減免措置延期に関する陳情書（金沢市古道三番地石川県自動車組合同連合理事長大島新一）（第八四五号）
三〇 所得税法の一部を改正する法律案反対の陳情書（芦屋市議會議員久野幸夫外七名）（第九三一号）
三一 国民金融公庫別々資金の融資に関する陳情書（山口県知事小沢太郎）（第九三二号）
三二 会計年度の暦年制改正に関する陳情書（全国市長会会長中井光次）（第九七六号）
三三 所得税法の一部を改正する法律案反対の陳情書（岡山市楠屋町百十六番地岡山県中小企業者所得税法改悪反対期成会石井省三）（第一〇八四号）
三四 給与所得に対する勤労控除引上げ等に関する陳情書（福岡県町村長会会長吉田繁）（第一〇八五号）
三五 寒冷地手当に対する課税の免

除並びに特別控除に関する陳情書（美咲市議會議長青原勇吾）（第一〇八六号）
三六 遺族国庫債券換金のわく拡大に関する陳情書（福岡県町村長会会長吉田繁）（第一〇九四号）
三七 濁酒密造防止対策に関する陳情書（会津若松市上大和町新城猪之吉）（第一一四号）
三八 揮発油税軽減に関する陳情書（旭川市二條通四丁目五号道北乗合自動車株式会社取締役社長金森勝二）（第一一九〇号）
三九 同（山口市市市一番地の四山口県バス協会理事長井上隆一）（第一一九一号）
四〇 石油関税の減免措置延期に関する陳情書（旭川市二條通四丁目五号道北乗合自動車株式会社取締役社長金森勝二）（第一一九二号）
四一 同（山口市市市一番地の四山口県バス協会理事長井上隆一）（第一一九三号）
四二 同（島根県益田市大字上吉田石見交通株式会社取締役社長小河松吉）（第一一九四号）
四三 信用保証協会に対する政府の財政的援助に関する陳情書（石川県議會議長太田孝三）（第一二二一号）
四四 信用協同組合の員外預金取扱に対する反対の陳情書（東京都中央区日本橋區服部二丁目一番地社団法人全国信用金庫協会会長大村清一）（第一二六七号）
四五 昭和二十六年度所得税徴収減免に関する陳情書（東京都江戸川

区東船堀町千六百七十三番地司茂兼吉）（第一二六八号）
○ 淺香委員長代理 これより會議を開きます。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案及び資金運用部資金法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として質疑に入ります。春日一幸君。
○ 春日委員 管財局にお伺いをいたしますが、国有財産にして、現在民間に使用せしめておられるものがたくさんあると思うのであります。それは当時それぞれの事業計画書を提出して、その事業計画の用途に供するために使用許可が与えられておられるのであります。それで、お伺いしたいことは、当時の事業計画書の内容、効果、それとその後における実際の状況とが著しく合致しない状況において相当の期間を経たものに対して、どういうような処理を行われる所存であるか、これをひとつお伺いしたいと思っております。一つの事例を申し上げれば、たとえば龐大な地域と建物、これを大学なら大学に使用したいと思うから貸してくれ、こういうような申請が行われる。しかるところ、その後数年を経ても、なおかつ学生は名目的に数十名しかいない。それで、なおかつその建物を何万坪の広域にわたって専有してある。こういうような事例が国内では相当あると思うのであります。こういうようなものはいろ／＼御調査願つて、もしそういうかつて事業計画書に盛られたような内容が充足される見込みがな

いと思われような場合は、これはすみやかに国有財産の立場において他に生産化するか、経済化するか、いずれにしても、もつとよりよき用途に供するのが私は適当であろうと思ひ、大體管財局の方針はどういう傾向をたどつておるか、これを伺いたい。

○牧野説明員 ただいまのような事例が、終戦以來貸し出した財産の中で、幾つか現実にわれ／＼の方でも起きておるのを承知しております。それでそういう場合が起きましたときは、本来の用途に使用しようとする／＼な形で督促をして、い／＼な事情で遅れていゝるが、本来の用途にしばらくたつてから使われるようになつて来て、学校なら学校で学生がふえ、ちゃんと動くようになつて来たという事例もかなりあると存じます。なか／＼そういうふうな思ひようには行きませんが、当初こゝういふ用途に使いたいのといふことになり違つて、なか／＼所期の効果を達するに至らないで、違せられる見込みも容易につかないといふような事態になつたものもござります。そういうふうになつたものについては、貸付契約を解除いたしまして、他の用途を考へるというこゝに、方針としていたしておる次第でございます。

○春日委員 国有財産、これは国民の共有の財産であります。それを、特定の人に使用を許可、認可するといふことについては、相当の理由がなければならぬ。その理由といふものは、すなわちその事業計画書の中に盛り込んでおつた通りの内容と効果を持つものでなければならぬ。ところがその後數箇年を経ても、なおかつそれに盛られておつた内容と著しく違つていふ状況に

置かれてある場合において、將來これにかすに時間をもつてすれば、そういう内容が盛られて来るという見通しがあればそれでよろしいけれども、すでに數箇年を経ても、なおかつ著しくその條件と違つていふ状況下に置かれておる場合においては、これは国民の共有の財産を管理する責任者として、嚴肅なる処理が行われなければならぬと思ひます。それが善良なる管理者の責任ある態度であらうと私は思ふのであります。そこで私が強く要望したいことは、全国にそういう事例が少からずあらうと思はれるので、もしそういうようなものがあつたといふしますなら、これはお互いの国民の多數の代表として、その善良なる管理を行つて行くことのために、内容と申請條件が違つておるものについては、これを白紙に還元をして、そうして國民多數の利益になるようにこの用途を変更することについて考慮されたい。このことを強く要望いたします。

○牧野説明員 ただいまのお話の趣旨は、われ／＼も當然しなくちやならぬことだといふふうに存じております。それで会計検査院その他から御指摘を受けるまでもなく、われ／＼の方いたしまして、部内でも、調べる制度を考へまして、昨年あたりから選ればせではございますが、一生懸命に調べておるわけでございます。それは、お説のような趣旨で、嚴正な態度で臨みたいといふふうに考へております。

○春日委員 そこでもう一つ伺つておきますが、例の国有財産の、賠償物資の解除に伴つておる中小企業に對する工作機械の交換であります。その

交換を受けたものが機械をもらおうと国と契約ができた場合に、一割の保証金を前納すべしといふ通牒が行われておるものであります。もとより契約條件を履行することのためには、あるいはそういうような保証措置も必要であるかもしれません。ところがその交換機械といふものは、企業者自身が望んで交換を申し出ておるものであります。従つて、おそれなくはその機械を先へ持つて行つてから、新しい機械をもらつて来る結果になると思ふ。従つて政府の機械を先取りされて、そうしてその代金を納めなかつたり、あるいは代替機械を納めなかつたりするやうな事

例は、私は現実にはあり得ないと思ふ。だから先に機械を持つて来る分には、さらに別途に一割の契約金を徴するといふことは、中小企業者に對してそれだけ負担を加へることになり、しかもこれは中小企業育成の本旨に沿わないものであらうと私は思ふのであります。従つて政府の態度として、その国の財産を守るという立場において、貸倒れになつたり、代金回収ができなかつたりするやうなことを防ぐために、適當な措置を講ずることが必要であらうが、しかしながら現金を徴収して、契約金を収めなければ出さなかつたりするやうなことは本法の趣旨ではないといふやうなことは本法の趣旨ではないと思ひます。従つて古い機械を先に持つて来なければ新しい機械を渡さなかつたり、あるいは連帯保証によつて、その契約の履行を約束するとか、

こゝういふやうな措置を講ずることによつて債權保全の道、あるいは契約履行を迫る方途はいくらでもあらう。従つて先に金を持つて来いといふことはやめてほしいといふ陳情が現在參つてお

ります。これに對して、課長は現在どのようにお考へになつておるか、お伺いしたい。

○牧野説明員 交換機械を民間からとりまして、こちらから機械を出す、差額を金で埋めるといふ制度で現実に運営しておりますが、その際に契約保証金といふことで百分の十とすると、措置は、会計法規にそつていふやうにきまつておりますので、われ／＼の方は、原則としてそういうふうにはやれといふことにいたしております。ただたゞいまお話にもございましたやうに、国の債權といふものが保存されるのがその契約保証金をとるといふことの目的でございます。ですから、先方から機械をとるということが行われれば、機械の分だけについては、契約保証金は必ずしもとらなくてもいいといふことは言へると思ひます。それからまた差金はなるべく少いのがいいといふことで、先般もなるべく広汎に、ボロなものでも何でもいゝから、そういうものがあれば出すやうに、差金を少くするやうにしようといふことに取扱つておりますが、少い差金でも、それを一緒に持つて来た場合は、民間の國に對する債務といふものは、すでにそこでなくなるわけですから、契約を早目にやるといふことをしないで、持つて来たときに契約をやする。國が機械を渡すといふ債務は若干残るかもしれませんが、民間の債務はそこで終つていふやうな形になれば、契約保証金、百分の十といふものをとらなくていいのじやないか、そういう取扱ひにしたらどうかといふことで、財務局へ口頭では若干話をいたしました。これはそういう趣旨で取扱ひようといふことを通達をいたしたいと考

えております。

○春日委員 國の債權保全と言はれるけれども、これは、別に債權債務の問題ではない。大體本筋として、ただでやろつといふ趣旨で、新旧機械の交換の問題が政策化されたのです。古いスクラップをもらつたところで、國がそれによつてもうかるのか、國の債權が確保されることではない。新しい賠償機械をただで中小企業者にやつて、中小企業の生産を合理化しようといふ頭でやつたのだから、債權債務という概念で物事を処理されては、困るのは中小企業者そのものといふことになる。國の債權債務を確保するといふならば、アメリカの債權二百億を取立てた方がいゝといふことになる。だからそういうふうな末梢的な法律理論にこだわつて中小企業者にいゝ／＼な負担かける。中小企業者は一割の金を納めることのために、高利貸しに金を借りたり、あるいはありもしない金の調達のために苦勞を重ねて行く、こゝういふことは、やはり親心が言わなければならぬ。そこで重ねて申し上げるが、幸いに口頭で、その趣旨でやるやうにという通達を發したといふことであれば、口頭といふことはやはり証憑が残らないので、い／＼な便宜な判断を現場々々でやることによつて、中小企業者に圧力を加えて行くことになつて、重ねてお願い申し上げたいことは、そういう契約を行つたならば、品物を渡すときにやろつといふやうなことをして、一割といふ契約金は、現実に徴収しなくてもよろしいやうに措置せよといふ文書通達をひとつ行われない。幸いあなたの方の趣旨がそこにあるならば、口頭で言つたことを文

書でやつてもさしつかえないことだと考えますから、現地に於いて間違つた処理の行われることを排除するため、通達を行われるように願ひたいが、これに対する御所見を承りたい。

○牧野説明員 ただいまのような趣旨で、なるべくそういうふうに取り扱ふようにというところは口頭では申しましたけれども、それは文書で出してさしつかえないことだと存じます。文書で出すようにしたい、ただまれに例外は出て来ることは御容赦願ひたいと思ひます。

○淺香委員長代理 大平正芳君。

○大平委員 ただいま議題になつております資金運用部資金法の一部を改正する法律案に關しまして、若干疑問の点をただしたいと思ひます。巷間伝えられるところによりますと、地方公共団体の起債の認可の全責任につきましては、地方自治庁と大蔵省との協議に關連して若干問題があるように聞いてゐるのであります。日本の新憲法は、幾つかの日本の民主化の柱を打立てましたが、その中の一つは、申すまでもなく地方自治の原則が確立したことであると思ひます。従つて地方自治法におきましては、地方自治団体は中央から何らの制約を受けることなく、自己の責任をもつてその財政の切盛りをやつてよろしいという原則が打立てられておると思ひますが、地方自治法の建前はそれが原則であつて、地方自治庁が当分の間めんどろを見るというのは、敗戦後の今日、地方自治の確立は地方自治団体だけにまかしておいては必ずしも円滑にできないので、当分の間中央でめんどろを見よう、これはあくまで補足的な機能であ

りまして、本質はあくまでも地方自治の責任が自己の責任においてやつて行くというように相なつておるのであります。地方自治団体に対して、当分の間地方自治庁長官の許可を得なければならぬというように地方自治法がうたつておる。当分の間というのは一体そういう趣旨なのかどうか、ひとつまず最初に伺つておきたいと思ひます。

○稲田説明員 ただいま御質問の点でございますが「当分の間」という文字が地方自治法二百五十條にあるのであります。これはお尋ねのごとく、この法律ができました昭和二十二年ごろにおきましては、御承知のように、わが国がまだ財政の面からいたしまして、あるいはまたその他の面からいたしまして、非常な困難の時期にあつたのでございまして、そういう意味からいたしまして、当分の間地方団体の起債に關しましては許可を要するといふようになつておつたと思ひのであります。御承知のごとく、いろいろな地方自治法の大きな柱ができましたその背後にありまして、シャッアップ等を見まして、地方の起債を認めておる、ただ公債の利子元本をふくめてのいわゆる公債費がある一定の限度、たとえば一〇%とか一五%を越すような場合にだけ許可なりあるいは承認を与えて、その一〇%とかある一定の割合の範囲内において済むような場合においては、自由にやらすといふことを指示いたしておりましたし、また同趣旨のある部分におきましては、できるだけ公衆による方が望ましいことではないかといふような点も勧告されておるのであります。こ

の法律案ができたといふと、必然的に、これは原則としては自由なんでありまして、ただ国の経済的な安定がまだほど遠い時期におきましては、暫定的に許可を受けなければならぬといふような、きつめてテンポラリーな規定であると考えております。

○大平委員 わが国の現状を見ますと、官といわず民といわず、今借金を競争の時代のように見えます。これは決して好ましい現象ではないのであります。地方公共団体等におきましては、たくさん起債をすれば、その長は非常に政治力があるかのようにほめたえられ、悪風があるわけでありまして、先年アメリカの地方財政を調べたことがあるのでございまして、アメリカにおきましては、大体各州は非常な自治を持つておりますが、公債を發行するといふ場合に、あの州よりは自分の州の方が發行條件がこれほど有利だ、一厘一毛といふような有利な條件を他に對しては誇つておる。言いかえれば、起債をやることは非常に恥である、しかしどうしてもやらなければならぬ場合には、非常な好條件で金融市場から迎えられることを誇りとしておる。そのような健全な氣持になつて、借金をするといふことはできるだけ避けて、自分の子孫に負担を残すといふようなことはよくないことに違ひないのでありますから、日本にもそういう美風がだんだんと育成され、培養されて来ることをわれわれは希望いたしておるのであります。日本の現状から申しまして、非常な借金競争であります。これをほうつておいたら、むやみやたらにどんな借金をやるかも

からないといふ、中央官庁において心配をしなければならぬ筋合いの事情にあるように思ひます。しかし日本のこれにファイナンスいたしますところの資金量そのものは非常に少い、蓄積が非常に少ないのであります。国家資金も、あるいは民間の蓄積資本も非常に乏しいわけでありまして、今むやみやたらに地方が借金をしようと思ひまして、これにファイナンスするに十分なファンドがないことはきまり切つておることのように思ひます。今ややかけております起債の公營企業にいたしまして、あるいは学校の建築にいたしまして、やらなければならぬ義務教育の面におきまして、あるいは水道その他生活の近接な必要から申しまして、今の資金量といふものは二階から目録程度の金でありまして、ほとんど中央で心配しなくては、むやみやたらに借金するほどの資金量には恵まれていない実情のように思ひます。従つて地方自治の原則に立ち返りまして、そして地方自治団体が自分の責任におきましてできるだけの財源を探し、あるいは運用部の公募によつて、とにかくもまかしておいてさしつかえないのじやないか、私にはそのように見えますが、大蔵省で資金の融通をやられてはいる御当局といひましては、諸般の事情をどのように見ておるか、つまり言いかえれば、今地方公共団体について、中央におきまして起債について相当の規則を加えて行かれないと、地方公共団体の財政がうまく運営されるかどうか非常に心配だといふ実情にあるのか、それとも地方自治団体の本旨にのつとりまして、彼らが自己の責任において起債を

するといふようなことをこの際確立いたしまして、地方財政に支障がないと考へるのか、そのあたりの見解を一応伺つておきたいと思ひます。

○稲田説明員 ただいまのお話でありまして、地方自治体の財政が年々非常に窮乏を告げているといふことは事實でありまして、戦前の例をとりますと、私の方の預金部資金といふものは、大體が特別會計と申しますか、これは公益事業といひましての水道とか交通とか、そういうものに出しておつたのであります。戦後地方の大きな柱が打立てられたのであります。これに伴う経済的な裏づけといふものが十分でなかつたのではないかと思ひのであります。その結果地方自治体といひましては、一部の例外を除きまして、非常に赤字をふやしておるのであります。従ひまして資金部資金の融資にあたりまして、いわゆる昔の適債と申しますか、特別會計で、しかもその特別會計の運用によりまして利益をもたらし、その利益のうちから償還を受けておつたのであります。この適債の部分だけなく、適債の範囲を越えまして、赤字の補填といふことに資金部資金がまわつてゐるというように実情でございまして、従ひまして、地方自治体の困窮といふことはよくわかるのであります。それがために許可制度を長く残しておきますと、許可制度といふものは一種の統制でありますので、この統制の結果生ずるいろいろな社会的な不便、ロスができて来ることは必然であります。これを取除くために、できるだけ早い機会に許可の制度をなくして行く。ことに経済の安定いたしてあります今日においては、手続から来

まする時間のロス及び市町村の理事者の方々のいろいろなエネルギーのロスというようなことを考えまして、許可をできるだけ早く廃止して、その余力をもつて、地方自治の充実に理事者及びわれわれは協力して行きたい、こう考えております。

○大平委員 現実の問題として、今自治庁と大蔵省の協議で事柄は進んでいくのであります。一応自治の本旨にのっとりましていち早く経済が安定し、地方財政もこれに即応し、安定を見た段階におきましては、こうした中央の規制はなるべくやめて、そうして自治体の責任においてこのことがさばって行かれるという状態を、一歩も早くもたらしたいと思ひますが、現実の問題として、地方公共団体につきましては平衡交付金と起債という二つの柱が、結局現在の自治財政を支えておるのであります。地方自治庁の方においても重大な関心を持たれておること、これはまた当然のことと思ひるのであります。ところがこの両者の関係におきまして、今問題になつておるような簡素化の問題が起るといふことは、一体現実の問題の処理におきまして、大蔵省と自治庁との間の協議という段階が円滑に進んでいないから起ることだろうと思ひます。もとより自治庁の方で地方財政をごらんになる角度は、おのずから地方財政全体の一環として、起債をどの程度にあんばいして行くかといふことでございましょうし、大蔵省としては財政操作の立場から、地方財政といふことについて、これまで関心を持たざるを得ない立場にあると思ひます。おのずから角度が違ふと思ひますが、一体そういう

角度の相違からして、この起債許可という具體的な行政行為に非常な両者の見解の相違があつて、問題が暗礁に乗上げておるというような事態があるのかどうか、もしあるとすれば、これをどのようにして是正して行こうとするのか、その当面の責任者である資金課長から見解を伺つておきたいと思ひます。

○稲田説明員 お尋ねの点であります。今、実情から申し上げますと、地方自治法二百五十條によりまして、都道府県並びに五大都市は自治庁長官の許可があるのであります。そして五大都市を除きます市町村につきましては許可は、都道府県知事がこれを許可いたす建前になつておるのであります。それで都道府県の起債の許可につきましては、自治庁長官が許可をしようという場合に、あらかじめ大蔵大臣に協議をするといふことになつておりました。本年度におきますと、もうすでにこれは協議が整ひまして、全部府県知事に示達済みでございます。一方五大都市を除きます市町村の許可につきましては、法令上は都道府県知事がこれを許可することになつておりますが、実際問題といたしましては、慣行といたしまして、自治体の起債の承認という形におきまして、各県から自治庁がその許可の申請をさせているのであります。それに対応いたしまして、大蔵省といたしましては地方の財務局を通じて、その市町村の起債の申請を見ているような次第であります。ただいま御指摘になりました、非常にダブつておるのではないかと、従つてそれにつきまして非常に時間が遅れるのではないかとという点に對しましては、常々私

たちも反省をいたしているものであります。この市町村分につきましては、中央における規制をできるだけなくしまして、府県知事と財務局長というレベルにまでこれを大幅に委譲いたしたいと考えております。

そしてこの協議のいたし方につきましても、非常にダブつておるのであります。この点につきましても、継続的なものと、あるいは公募の起債の考え方等につきましては、事務的に自治庁とただいま検討中でありまして、連絡を密にいたしまして、できるだけ早く連絡を完了するようにいたしたいと思つております。大体におきまして官庁の仕事、役所の仕事といふものは、九割まで連絡がいか悪いかでござまると思ひますが、できるだけ連絡を密にいたしまして、早く処置をいたしたいと思ひます。

○大平委員 官庁の権限争ひの問題は古くして新しい問題でありまして、これがわれわれの耳に入つた最初の問題ではないのであります。役人といふ存在は、非常に権限に固執する本能を持つておると思つております。しかしながら、これで迷惑するのはやはり弱い地方公共団体、市町村だけではありません。こういうものがあつたらしい顔を、こちらにいい顔を、右往左往し、ごきげんをとるのに汲々としておる状態は、非常に見るにたえないのであります。相互とも非常に謙遜な気持ちで、そういう権限争ひで迷惑をかけないよう、寛容な精神でお互いに協力するといふ態度を一日も早くくり上げていただかないと困る。また国会のおえら方にこういう裁決を仰ぐといふことは、決して日本政府の誇り

ではないのであります。両者とも十分戒心され、ごんげされまして、それに対しましては、政府として研究し、善処されんことを希望いたしまして、私の質疑を終ります。

○稲田説明員 ただいま大平委員からのお言葉、まことに身にしみる御意見であります。ただいまの問題について一言申し上げたいと思ひます。この地方債の許可という問題は、繰返しますが、一種の統制でありまして、この結果統制にまつるいろいろの弊害、ロスができて来ることは当然でありまして、これを統制を解いて自由にするといふことが、ある意味におきましては統制の極致かと存するのであります。できるだけ早い機会に、この統制を解く方向に向いたいと思ひます。と同時にわれわれもいたしましては、現行の制度のもとにおいて、できるだけ早く御迷惑のからぬようにと思つて、今後努力いたしたいと思ひるのであります。

また最後に一言申し上げたいと思ひます。これは、資金部資金を預かつておる私といたしまして、毎年におたりまして大蔵委員会に對していろいろ御迷惑をおかけいたしまして、ことに昨年来簡保資金の独立運用の問題、また今年はこの起債の許可のわくをめぐりまして、ずいぶんいろいろな権限争ひに對しまして、種々な御迷惑をおかけしたことを、本席を拝借いたしまして厚くおわびを申し上げたいと存じます。

○黒金委員 関連して一問だけ承つておきたいと思ひます。ただいま稲田課長からの御懇篤なる御説明によりまして、大体わかつたやうな次第でござ

います。由来大蔵省に對する権限争議といふものは、大体におきまして大蔵省がやかまして、非常にきびしいことを言うからといふので、何とかしてその束縛から離れたいといふのが大蔵省の筋道のように今までは聞き、また体験しておつたやうな次第であります。実はこの資金部の関係におきまして私どもが世間の評判を聞き、また現に自分たちが感じておりますところでは、端的に申しますと、地方自治庁に参りました際の態度と、稲田課長のところにおおむねの態度を比べてみまして、おおむねの方々は、自治庁は非常にきびしい、木で鼻をくつたやうな態度である。しかし稲田さんのところは非常によろしいといふやうな話を聞くのであります。むしろ金貨の方であります。資金部が甘いと言つては失礼であります。非常に寛大であるといふやうに聞いておるのであります。しかるに今回、そういうふうにしておられる資金部さえもじややであるといふやうな問題が起りましたので、私どもは非常に驚いておるやうな次第であります。非常に嚴重であり、非常に起債を抑えておるやうなならば、この束縛から離れたといふ気持ちもわかると思ひます。ありますが、それでさえも今のやうな問題が起つて参りますことにつきましては、よほど考えてこの問題に對する解決案を考えて行かなければいけないのじやないか、単純な問題でないやうに思ひます。私どももいたしましては、どうもこの問題が起りました原因といひましようか、これがつかめないで困つておるのであります。昨年來いろいろの問題でもつて、今苦境に立つておられます。またしてもこの

ような問題にぶつかつておられます。資
金部御当局としては、今回の問題の原
因が一体どこにあるのかということ
を、おそろく今いろいろとお話があり
ましたように反省なさり、いろいろお
考えになつたことがあると思ひます。
どういふところに原因があるとお考え
になつておられますか、その点を承つて
おきたいと思ひます。

○稲田説明員 ただいまの黒金委員の
御質問に對しまして、お答えをいたし
ます。この問題は、結局立場の相違じ
やないかと思ひますのでありまして、自治
庁の立場といたしましては、地方自治
団体のいわゆる借手の立場を代表いた
してあるものでありまして、御承知のよ
うに、地方自治団体が非常な財政的な
苦境にあるという点を強く代表してお
られるのであると思ひますのでありま
す。また一面私の方といたしましては、国
民の汗の結晶であります。こまかい資金
をお預かりしております関係上、その
地方自治団体の苦しい状況を十分に察
知しながらも、その回収及び監査につ
きまして非常な責任を感じておりま
す。で、ちよつと小じやうとのような
うるさいことを申し上げる、回収を確
実にして、零細な資金の管理者として
の責任を全うするためには、どうして
もこうるさいことを申し上げるような
ことになるのでありまして、この点が
自治庁ないし地方自治団体の借手の立
場から申し上げますと、非常に問題に
なつて来る点じやないかと思ひます。
まして、ことに役人は、御承知のよう
に仕事に非常にむきになつて考えるた
ちがあるものでありまして、お互いの立
場を代表いたしまして、自分の立場な

いし自分の責任を重く感ずれば感ずる
ほど、このみぞが深まつて来るという
ような感じじやないかと思ひまして、
われ／＼といたしましては、ある程度
国民の立場に立ちまして反省をいたし
たいと思ひますのでありまして。

○黒金委員 ただいまの御答弁を承つ
ておきまして、借手の方の側において
さへも立場の相違もありましようが、
私どもが聞いております範囲では、む
しろ借手の方であつても、地方自治庁
に頭を下げてお願いに参らざるに、資金
部だけにお願ひに参つておる市などの
話も料當に聞いておるような話もござ
います。従ひまして、その立場の相
違ひだけではないのじやないか、今お話
は、あまりに感情的な相違を来しておる
のじやないか、このように懸念しておる
ような次第であります。幸いに円満
なる皆様の御人格によりまして、そう
いふような感情的な争ひでなしに――

先ほど大平委員からもお話がありまし
たように、実際に迷惑を受けますのは
市町村の方々、あるいは県の方々であ
りますので、この問題を円満に解決さ
れましように、今後とも御努力を願ひ
たいと思ひますのでありまして。

○苦米地委員 福田越夫君の提案にな
つておる資金運用部資金法の一部を改
正する法律案によると、許可制を廃す
ることになります。日本の経済資金
の底が浅いので、資金運用部資金を
つくるときに、これを統制して行くこ
とが必要であるという意見が起つたの
であります。また昨年郵政省が集めた
金に對して、郵政省がこれを自由に運
用したいというやうな場合にも、資金

運用部資金が不足であるからというの
が大蔵省の反対の理由であつたのであ
ります。私自身は、許可制を早く廃止
する方がよいという一貫した主張を持
つておりますが、現在の状態は、すで
に許可制を廃してさしつかえない程度
に達したというお見通しでありますか
どうか、この点を承つておきたいと思
ひます。

○稲田説明員 ただいまの苦米地委員
の御質問であります。従来大蔵省と
いたしましては、できるだけ早い機会
に許可をなくして行きたいという考え
には変わりはないのであります。
〔淺香委員長代理連席、佐藤（親）委
員長代理連席〕

御指摘のやうに實際問題としては、開
くところによりまして、まだ地方自治
団体の財政需要というものが三兆七、
八千億という龐大な額でございます。
しかしながら、私も資金課長の位置に
つきましてからまだ半年に満たないの
であります。毎日のごとく、南は鹿
児島から北は北海道の市長さん方、あ
るいは市町村会の代表の方の陳情に會
つておきますと、起債の許可を取除く
ことによつて、ある程度の弊害が出て
来るということは十分承知いたしてお
ります。起債を除くことによりまし
ての利便というやうなことを考えます
と、もうそろ／＼許可を廃止してもい
い時期じやないかというやうに考へて
おります。

○苦米地委員 大体わかりました。が、
資金量は今の十分ではない、従つて今
後これをのまなくするといふと、市町
村の實力によつて借りられるところも
あるし、借りられないところもできて
来ることは想像されるけれども、今の

段階では、許可制を廃止することによ
つて地方自治団体の肅正にも資するこ
とになりますから、こゝういふやうにし
た方がよい、そゝういふやうなお考えだ
と了承いたしますが、それでよろし
うございませうか。

○稲田説明員 そこへもう少しつけ加
えたいと思ひますのは、最近の事情と
いたしましては、市中銀行ないし金融
機関が地方自治団体に對しまして相当
の貸出しを行つておりますし、また御
指摘のやうで一番大きい問題は、財政
が非常に衰えておる、弱い地方団体が
弱肉強食の結果、必要な資金を借り
ることができないのではないかと、この
心配だと思ひますが、しかしこの点に
つきましては、市中の銀行だけでな
く、私の方といたしまして、また資金部
といたしまして、政府資金貸出の側
におきまして十分配慮を重ねて行け
ば、今までの実績なりを考慮に入れま
して、吾々の財政の基礎の弱い地方
団体につきまして、私のところで重点
的に考へて行くという立場をとります
れば、實際問題としては、今と大差な
いことになりまして、大都市なり府県
なりが公衆を行いまして、市中銀行を
活用する、小さいところは、私の方が
重点的に考へて行くという立場をと
り得ると思つております。

○苦米地委員 そうしますと、この法
律案が成立いたしますと、簡保の方面
は、やはり集めた金全部を郵政省で使
える、こゝういふことになるのでし
ょうか、もしくは今と同じやうなぐあ
いに、集めた半額だけというやうな制限
が残るのでしょうか。

○稲田説明員 簡保の集めた資金につ
きましては、法律の定めるところによ
りまして、全部簡保が運用できるとい
う形になつております。

○佐藤（親）委員長代理 次に、本日
の日程に掲げました請願及び陳情書を一
括議題といたしまして、請願及び陳情
書審査小委員長の審査報告を求めま
す。請願及び陳情書審査小委員長淺香
忠雄君。

○淺香委員 ただいま議題となりまし
た請願及び陳情書の小委員会における
審査の結果を簡単に御報告いたしま
す。
請願につきましては、本日の日程に
掲げました三百件中、日程第二、第
三、第六ないし第八、第九、第二〇、
第二四、第四九、第六三、第八四、
第九五、第一一七、第一四一、第一四
六、第一五三、第一五八、第一六六な
いし第一六九、第一七四、第一七八な
いし第一八〇、第一九三ないし第一九
五、第二〇四、第二〇五、第二二〇、
第二二二、第二三四、第二三三、第二
三四、第二六五、第二六六、第二六八
ないし第二七四、第二八四及び第二九
八につきましては、採択の上、内閣に
送付すべきものと議決し、日程第五、
第九、第一三三ないし第一五、第三、第
二五ないし第二九、第三九ないし第四
二、第四七、第四八、第五〇ないし第五
五、第六六ないし第六八、第七九ないし
第八三、第八五ないし第八九、第九六な
いし第九八、第一一〇ないし第一二五、
第一二八、第一二九、第一三〇ないし
第一三九、第一四五、第一五〇ないし第
一五二、第一五四、第一五五、第一五九
ないし第一六五、第一七七、第一八一な
いし第一八六、第一九六ないし第二〇

○、第二三三ないし第二二九、第二二九ないし第二三三、第二五〇ないし第二六四、第二七五ないし第二七八、第二八五ないし第二九〇につきましては、議決を要せざるものと決定いたしました。なお残余の諸願につきましては、すべて保留と決定いたしました。なお陳情書につきましては、すべてその趣旨を了承すべきものと決定した次第でございます。

以上簡単に御報告申し上げます。○佐藤(鶴)委員長代理 小委員長の報告は終了しました。

諸願及び陳情書につきましては、小委員長の報告通り議決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐藤(鶴)委員長代理 御異議なきものと認めます。さよう議決するに決定いたしました。

休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後五時一分開議

○千葉委員長 これより再開いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、修正案が出ておりますから御説明を願いたいと思います。福田起夫君。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
日本国とアメリカ合衆国との国と

の間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第七條の改正規定中「当該財産を」を「政令で定める 国有の財産」に改める。

○福田(越)委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に關する法律の一部を改正する法律案につきまして考えますに、さきには本日米行政協定に基くこの種の問題といたしまして内閣の問題があり、またさらに引続きまして、妙義、渡間

起つて来ておるのであります。この間の政府のこれらの問題に対するさばきを見ますと、問題が問題だけにきわめて困難であり、なか／＼順調に行かない問題が多々あるものであります。ことにその中に、私有財産につき

ましては、これはあるいは土地収用審議会にかけるとか、またさらに建設委員会においてその他の制限につきまして研究をなされております。ところが本案によりまして、国有財産につきましては、ただいま何らの制限がないのであります。そこで若干の制限を加えることにつきましては、これは非常に難宜を得た措置である、かように答えるのであります。しかしながら本法案を見ますと、何でもかんでも、あるいはつめのあかほのことまで、政府は地方団体の長の言を聞かなければならぬことになつてゐる。これではいたずらに事務の煩雜を招くばかりでありますので、私といたしましては、かよ

うなことはけつこうであるけれども、その適用の範囲を、あるいは経済に非常に影響があるとか、あるいは風教とか、また土地の福祉問題に影響があるとか、さういふ重大なる地方の利害問題のみにこれを限定したらどうか、さういふふうに思うのであります。さういふことをさ／＼しく書くのは、これは立法の技術等もありまして、ただいま間に合ひかねる。そこでそれらの国が地方公共団体の長に意見を聞くべき問題を政令でもつて定めることに決定しよう、かような趣旨をもつて修正案を提出した次第であります。何とぞ皆様の御賛成をお願いいたします。

○千葉委員長 なお本日は、提案者の岡良一君並びに説明員といたしまして国有財産第一課長の木村君、国有財産第二課長の牧野君、外務省国際協力局の第三課長の安川君の三人が見えております。どうぞ御質問を願います。

○春日委員 ただいま福田委員からの修正案の動議の御説明がございましたが、それによりまして、使用を許すものを政令で定める、さういふふうに私は伺つたと思つたのであります。さういふことでは、その都度々々政令でもつて定めて行かなければならぬ結果になるだらうと思つたのであります。さういふことで、いつ何とき、どういふ地帯にどういふ申込みがあるかということが予測できませんので、あらゆる場合を想定いたしました、さういふ申込みがあつた場合における一府の政府の態度がこの法律で明確に示されてあらねばならぬ、かくのごとく考えるのであります。従いまして、政令で定めるものは、これはただいま福田さんの

御説明のありましたように、住民の生活に重大な影響を与えるものとか、學術研究上大きな影響を与えるものとか、さういふようなものは当然地方の住民の意見を聞かなければならぬが、その他の零細なものについては、大体今までの慣例に従つて使用許可を与えてもいい、さういふことにいたしました。この第七條の適用を受けたいものを政令で定めた方が、私は福田さんの御趣旨に合致するのではないかと思つたのであります。これに對しまして、提案者である岡良一君はさういふ御見解をお持ちであるか、伺いたいと思つた。

○岡良一君 修正案の提案者の御説の通り、おぼろ小笠原施設であるとか、また小面積の区域が在日米軍の用に供されるとか、さういふこととまで、一々これをこの改正案にうたわれたような手続を要するといふことはきわめて煩雜であらうと思つたので、その間の事務の煩雜を避ける意味において適當な限定を加えることについては、私も何ら異議はないわけでありました。

○福田(越)委員 春日委員にお答えを申し上げます。ただいま非常に御懇切なる御質問があつたのであります。これは結局政令で定める、さういふふうに定めるか、かような御質問であらうと思つた。政令の方で御趣旨のようには除外するものを定めるか、あるいは除外しないものを定めるか、このいずれをとるか。これは政令の自由でありまして、われ／＼といたしましては、これはただいまの御質問の趣旨に沿うように、何かひとつ政令をきめてもらいたいといふことを、この際政府

に要望いたしておけば十分ではないか、かように考えております。
○春日委員 よく了解いたしました。提案者の御趣旨も、一時使用のものや、あるいは微細なものについては、一々当該住民の意見をたださなくてはよいではないか、さういふことだと思つた。しかしながら、この政令の範囲たるや、これはきわめて重大でございます。あらかじめ政令の趣旨を定めておかなければならぬと考えますので、この際政令の範囲を明らかにいたしますために、ここに次のごとき附帯決議を付して、これに賛成をいたしたいと思つたのであります。まず附帯決議の案文を朗讀いたします。

第七條の規定中

「政令で定める 国有の財産」に於ける政令の範囲は極めて短期間の一時使用のもの又は小規模にして且つ小地域にのみ關係を有するものに限定し、併せて住民の生活、地方の産業、學術研究、公共の福祉に影響の大きなものを除いたものに限定せられた。

さういふ附帯決議を付しまして、本案並びに修正案に對して賛成をいたしましたと思つたのでございます。各位の御賛成をお願いいたします。
○黒金委員 ただいま春日委員から提出された動議について、いささか承りたいと思つております。この案文を拝見しておりますと、非常に懇切丁寧、微に入り細をうがつてきております。この文字の解釈のしようによつては、ほとんどすべてのものがかつてしまふ。先ほど来福田委員なり、あるいは岡議員のお話のときにおきまし

ては、全部が全部このような手続を経るのでは、行政の簡素化の点から申しましてあまりに煩瑣でありますから、よほど問題のあるもののみこれにかけように私も了解いたしておりますが、この附帯決議をそのまゝ読んで参りますと、非常に嚴重なように思われる次第であります。そこで春日委員に承りたいと思つたのであります。きわめて短期間というものは、一体どれくらいの期間を考へておられますか。また小規模、あるいは小地域というものは、一体どの程度のことを考へていらつしやるのか。具体的に懇切丁寧にお教へを願ひたい。

〔委員長退席、内務委員長代理登壇〕

○春日委員 御答弁をいたします。小規模、小地域の具體的事例であります。ただ単なる小地域であります。面積的には非常に小さいけれども、そこに地下何百尺とか、あるいは地上どれどれというやうな大規模の大工事が行われる場合もございます。そういうやうな場合をあらかじめ想定いたしました。地域も小さくて、しかもいろいろの營造物の規模も非常に輕微なものは、地方の住民の意見を聞かなくともよいではないかという趣旨でございます。さらに短期間と申しますことは、これは読んで字の通りでございます。これは読んで字の通りでございます。こういうふうに御了解をお願いしたいと思います。

〔発言する者多し〕

○内務委員長代理 静粛に願ひます。○春日委員 質問をして笑うとは無礼であらう。(笑聲)なおそれの中に述べております住民の生活、地方の産業に

重大なる影響を及ぼすもの、たとえば地域が小さくても学校の周辺とか、あるいは公共の福祉というところもいろいろ考へ合せて、實際こういうやうな四項目に該当するやうなものは、小規模、小地域でもできるだけこれは慎重に取扱つて行くという趣旨にはかならないのでございまして、所詮は獨立の完成を望んで、主權を維持して行く立場におきまして、こういうやうな措置をやはり法的に守り貫いて行く必要がある、こういう趣旨にはかならないのでございまして。御了承願ひます。

○黒金委員 ただいまの懇切丁寧なる御答弁をいたして、わかつたやうな、わからないやうな気がいたしておりましたが、たとえば内閣のやうに、四箇月というやうな期限を切りました場合には、短期間ということが言えますかどうですか。また小さい地域というのか、あるいは一村内であれば問題でないのか、あるいは二村にわたり、三村にわたるやうな場合をいうのか、あるいはまた面積にしますれば何町歩くらいから言われるのか。これはおそろしくこの附帯決議がかりに通つたといつたとしても、政令を響かせる政府の側におきまして、あるいはまた實際この法律を施行いたします側の良識にまつほかならないと思ひますけれども、そのあたりのところのどの程度までをわれわれとして考へるのかという点を、十分に考へた上で可否をきめたい。同時にまた、先ほど申し上げました通り、この附帯條件その他はきよ初めて拝見いたしました。党に歸りまして、皆と相談しなければならぬのでございまして。十分に承つておきたいと思ひます

が、よろしく御答弁願ひます。

○春日委員 大体内閣の問題は四箇月で、本日長期使用になつておりますのは、これは岡崎外交のインテキでありまして、四箇月が長期が短期かという

ことは、継続使用に関する経緯と考へあわせて、むしろ吉田内閣並びにそれにつながる自由党の御反省を願ひなければならぬ問題であらうと思つたのであります。そこで申し上げたいことは、結局長期、短期、それから小地域、小地域の関連であります。それは附帯決議の文中に盛られてあります條件と一つ関係でありまして、小地域であつても、住民の生活、地方産業、學術研究、公共の福祉というやうなものに大きな影響を与えない、こういうお目八目を見て、常識的にいへば、判断いたしまして、悪い影響を与えないで、しかも常識的に狭い地域、こういうこととありますから、これは政令で定める範囲内におきましては、その点は十分国会の意思を尊重いたして政令を御作成願へば、この趣旨は十分貫徹される、こう考へております。

なお申し上げますが、本日なお理事會や各党代表の間において意見の統一を行われる過程におきまして、こういう議事進行が行われて参りました。私も、なおこの附帯條件の案文についても、皆さんとさらに御相談を申し上げる心算でございましたが、修正案が上程されましたので、当然政令の範囲というところが心配になりました。これに付屬的に附帯條件を付する動議を提出するに至つたわけでありまして。御指摘の通り、各党間における意見の統一もなお行われておらないからいもございまして、この問題については、

各党においてそれ／＼さらに御討議の上、附帯條件についての字句等の修正については、完璧を期するための措置が講ぜられることに、別に異議はないのであります。

○黒金委員 もう一言だけ。今政府委員はだしのりつばな御答弁があつたやうに承るのでありますけれども、私が承つておりますのは、かりに四箇月だけとしたならば、それが短期間にあるてはまるかどうか。また小部分であるというのはい村だけであるのか、その概念だけを承つておるのであります。この附帯決議全体の意味を綜合して承つておるのではないのであります。この点を一々はずりさせていた

だきませんと、実は政令をおつくりになる際に非常にお困りになると思つたので、重ねて承りたいと思ひます。どうか懇切丁寧に、しかも明瞭な御答弁をお願いいたします。

○春日委員 たとえば駐留軍が演習でもやつてキャンプをつくる、演習が済めば、そのキャンプを取扱つてしまふとか、あるいは駅頭にいろいろな演習用資材を一應積んだら何かする、これも二週間か三週間やがて撤去するであらうとか、こういうものが短期間の一時使用というものであります。現実にそこに施設を行つて、四箇月、五箇月にわたつてどうこうする場合であり、しかもそれがただいま申し上げた四つの悪い影響を与えるやうな場合においては、これはやはり地方住民の意見を徴する、こういううぐあいに相なるのであります。短期間の一時使用ということは、四箇月にわたつた内閣の場合、あるいは彈藥集積所を半長期にわたつて使用するやうな場合、こう

いうやうな場合は、當然その都度地方公共団体の意見を徴するという本條の條項の適用を受けなければならぬ、こういうふうな考へるのでございまして。御了承願ひます。

○大平委員 ただいまの問題につきまして、外務省の國際協力局から課長さんが見られておりますから、実施される外務省の見解をちよつと参考に承つておきたいと思ひます。

○安川説明員 お答えいたします。從來駐留軍に施設を提供するにあたりまして、政府のつとめておりますやうなついで、簡潔に申し上げることがお答えになると思ひます。從來も、提供する財産が国有であると民有であるにかかわらず、先方から要求がありました場合には、それ／＼關係行政機關で地元の直接の利害關係者なり、關係地方公共団体、知事その他は事實上事前に意向を十分に聞いておるのであります。それで、少くとも今までに關する限りは關議においては提供することと決定する前には、それ／＼直接の地元の關係者、關係の市町村長、それから施設の大きい場合には、その關係の府県の知事とも十分に了解を遂げて、そして關議決定という段階に持つて行つておるわけであります。……〔うそを言ふ〕「内閣はどうだ」と呼び、その他発言する者あり。○内務委員長代理 静粛に願ひます。○安川説明員 内閣の場合は、仰せの通り、結果的には住民の意思に反して強行したといふことは事實であります。私は今までのやり方と申しますか、やつて来た結果を御説明申し上げます。従つて將來におきまして、この法律によつて地方

公共団体の関係者の意見を聞くということも義務づけられようといふことにかかわらず、従来と同じように、あらゆる場合に、十分に地方の関係者の意見を聞いてやつて行くという方針にはかわりないつもりでありますし、また最近の情勢にかんがみまして、従来以上に地方との十分な連絡を遂げて行きたい、こう考えております。

○大平委員 外務省の御見解として、こういういかめしい法律によつてでなくとも、行政の運用において円滑にやつて行けるという御自信をお持ちだと了解してよいですね。

○安川説明員 将来のことにつきましては、現在内閣において非常に強い反対が起つてゐるわけでありまして、またその他の地域についても、従来以上に反対の氣勢が強いという客観的な事実を、私たちは無視しておるわけではないのであります。その点につきましては、従来以上に地方との関係連絡といひますか、それに対応する政府自体の態勢をもつと確立し、官庁間の連絡、その他官庁の態勢そのものをものごととしつかりしなければならぬということとは、十分に考えておるのであります。現在関係官庁間で、この施設提供の事務をどういふふうにして円滑にやつて行くかということは、現在関係各機関で協議して行くことになつております。

○佐藤(観)委員 外務省の課長さんにお尋ねしたいのですが、こういう法律が出るということは、おそらく内閣問題と契機をいたしまして、日米行政協定の関係で、アメリカさんの言うところとはどこでもかかつてにとられるという

状態が出て来ておるのでございます。内閣の問題のときでも、われ／＼は承知しておりますが、林屋というあの国務大臣が、四月まで使うという口約束で住民をだましまして、そしてまた再びこういうようなことになったということ、私は、私が説明しなくてはなるわけですね。実はわれ／＼日本の国は、自由党さんが独立国だ／＼と言つておりますが、アメリカの軍隊ならんところでも使えるということになれば、日本の国民は、どうして安心して自分の職につき、また開拓したり百姓をやることのできるかというところに、非常に大きな疑問があるのではないかと。あなたを責めてもしょうがないけれども、あなたからいふから言いますが、少くともこういうような重大なる法律が出てくるということについて、直接関係されているあなた自身は、われ／＼は、内閣のような問題を今後たたくさ起るといふ見通しを持つてゐるのだが、あなた方はそういうことではない、それほどアメリカを信用していいという自信があるか、ここで御説明をお願いしたいと思います。

○安川説明員 ただいま、アメリカの駐留軍の要求があるならば、何でもかでも言うことを聞いて、無理をしても提供してゐるのじゃないか、また将来アメリカ側からどんな要求が出るかわからぬ、それに対して非常な不安があるという御質問のように承つたのであります。主として米軍の要求に対する日本側の対策と申しますか、これに対する日本側の考えは、御承知のように、行政協定に基きまして設置されました日米合同委員会が処理されていくわけでありまして、一般に表面的に出

ました事象だけをとりえまますならば、なるほど日本政府は、米軍の要求ならば何でもかでも言うことを聞いているというふうにお聞きになることも、一応ごもつともだと思ひますが、実際は必ずしもそうでないものであります。これは一般にはあまり知られておりませんけれども、従来、米軍側の要求した演習場その他で、日米合同委員会が拒否した例はいくつもあるものであります。これは一般に発表しておりませんから、一般の方々は、そういう事情を御存じないのも無理はないと思つております。また提供します場合にも、向うの要求をそのまゝのみにして、それを関係の住民なり地方に押しつけてゐるというところはないのであります。向うから要求が出ましたならば、どういふ條件で使うかということについては、十分地元の意向を開きまして、日本側としては、たいへん提供してもできるだけ住民の生活に影響が少いようにするという線で、米軍側と折衝してゐるわけでありまして、この点は、米軍が提供の要求を出してから閣議決定に至るまでに、非常に長い年月を要してゐるという点からお考えになりまして、それから将来次々に米軍の演習地、その他大きな要求が出て来るのではないかと、これにつきましましては、外務省としましては、米軍の非常に大規模な演習場その他の要求は、大体出尽くしてゐる、将来あるいは小規模な要求は出ると思ひますが、大規模な施設の要求が将来次々と出て来るということとは、全然予想しておりません。大体出尽くしたと予想しておりますし、また常時合同委員会その他を通じて折衝し

てゐる感じから見ましても、一般に心配されるように、次々に大きな要求が出て来るということは予想しておりません。

○佐藤(観)委員 もしこの問題は、岡崎外務大臣か、伊関局長に聞いた方がいいのでありますが、あなたについて一つお伺ひいたします。日米合同委員会と申しまして、これは表面向きは対等でございますけれども、現在日本とアメリカとの比重は、遺憾ながらどういふ比重であるかということはおわかりだろうかと思ふのです。そこで、先ほどあなたは、将来は起らぬと言つておられますけれども、これは日本が起らぬだろうというだけであります。向うさんの作戦上の都合でやせられてあります。われ／＼もかつてはフィリピンを占領し、あるいは中国を占領したことがございまして、土地の人は何もわからぬようにやるわけですね。作戦というのはそういうことでございまして、われ／＼はそういうことをやつたからこそ、こういう法律をつくつておかげで国民の生命、財産といふものがあふないというのです。現に全国に起つております演習地、あるいは駐留軍の土地使用について、いろいろなところで迷惑してゐるわけです。外務省の人はたゞつて行けばいいが、実際に開拓したり、百姓をやつたり、演習地の近くにおる人々は、戦々きよう／＼としてゐるわけです。あなた方は、ここでいいかげんなことを言つておけば済むかもしれないが、実際に起つてゐる人には、そうたやすいことではない。そこで、あなたは日米合同委員会ではそういうことはないと言われましても、しかし日米合同委

員会では、こちらは対等ではない。今はアメリカの属国のようなもので、そのためにきよう岡崎外務大臣に不信任案も出るわけでありまして、実際、いいかげんなことを言つても奴隷なんですよ。日本は奴隷外交をやつてゐるわけですよ。そういう場合に、こういう法律をつくつて行かなければ、われ／＼はアメリカと対抗することができないという立場から、こういう法律が必要になつて来ると思つて、同僚岡崎君から出されたと思ふのであります。そういう点において、外務省は一体どのような所信を持つてそういうことがないと言われるのか。これは、あなたに直接聞いてもわかるような問題ではありませぬけれども、あなたの知つておられる範囲で、どこまで安心してゐられるか、国民はその生命、財産に、今以上そういう心配がないかどうかということとを、いま一度返答していただきたい。

○安川説明員 私の申しましたことに誤解があるかと思ひますが、私は、この法律に反対だという立場から申し上げたのではなく、先ほど大平委員からの御質問に答える意味で、今までの接収に対する外務省としての立場を御説明したわけでありまして、

それから合同委員会が対等ではないというところでございますが、外から客観的にごらんになつて対等でないという御批判は、私らとして甘んじて受けざるを得ないと思ひますが、少くとも合同委員会に出席しております私も、自身としては、ただいま言われましたように、いやしくも奴隷根性というやうな根性で接してゐるのではないのであります。われわれの心構えとして

は独立した日本国民という立場は絶対に忘れておられないつもりであります。
○春日委員 岡さんにお伺いをいたします。ただいま外務省の説明員の御説明によりますと、もう基地の借用とか貸与とか、その他そういうような該当事項はすでに出席してしまつた、こういうふうに見解を述べておられますが、現在朝鮮に平和が来たといつても、なお政治会議に多くの不安が寄せられておる。なおMSAの援助をめぐつて、いろいろな変説が起きようとしておると思ふのであります。もしも外務大臣の御説明であるならば、ほんとうに出展してしまつたと言つて、今後一つでも要求があつたら、その責任をどうするかというのを聞きたいんだが、責任のない方にお尋ねしても、徹底的な外務省の御見解にはなるまいと思ふ。岡さんはこういう御提案をなすつた立場において、将来のMSAをめぐる日本の自衛軍、さらに日米安全保障條約に關連するMSAとの諸問題、こういうこととの關連の上によつて、どういふ想定を下しておられるか、御見解を承りたいと思ふ。

それからも一つ伺いたいことは、ただいまの外務省の御見解によると、今まで慣例上やつて来たことを法律で明文化するだけだから、やつてもよし、やらざるもよしという御見解であるが、しかし提案者がここにいう法律を特に御提案になつた理由は、日米安全保障條約の各條項を実施するにあつて、国内法としてこういうような法律があつた方が、日本の自主的な立場を主張する上において多くの利益を得るということが、あらゆる角度から想定された上でのことだろうと思ふが、こういうような關連について、提案者はどういふ御見解をお持ちであるか、御意見を承りたいと思ふのであります。

○岡長一君 私は春日委員の前段のお尋ねについては、何ら答弁の資料を持つておりません。外務省の方では、日本の国土を大規模に駐留軍の用に供するといふ段階はすでに終つたといふお話であります。しかし私どもの見るところでは、現在何個師団の駐留軍があつて、その一個師団がどれだけだけの兵員を擁し、いかなる裝備を持つておるかといふことについて、いまだ安條條約第一條の義務を履行する立場における米軍の編成や裝備の内容について、われわれは知るこのできない立場におるのではありません。米軍が將來この義務を果す上において、これは國際的な情勢の変化によつては、ますます基地を必要とする段階があり得ないといふことは、これは日本の外務大臣といへども明言の限りではないと思ひます。従つて外務省當局の推察のごとく、基地を提供するということがますますなくなつて来るということであれば、それに越したことはない、こう申し上げるよりいたしかたないのであります。

第二段のお尋ねについて、私も提案者としての率直な氣持を申し上げたいのであります。これは御存じのよう、アメリカ側から駐留軍の必要とする土地の提供方を求めます場合には、まずそのリストを提供し、かつまたそれに必要なる説明資料などを提供して、それが日米合同委員会に提供されて、そこで日米合同委員会は、必要な場合には、それ／＼専門家をもつて編成されておる作業班にこの研究調査をゆだねる、それらの結果が日米合同委員会の本會議に付される。そしてこれが結局双方において合意し得る見通しに達した場合に、閣議にこの報告がなされ、閣議の決定によつて日本政府が米軍當局に対してその要求する土地の使用を許可する、あるいは認めるといふその通知を与えることによつて、初めて米軍が土地を使用する運びになつておる。ところが今日日本の国内で、米軍への土地使用にからまつて紛争が展開しておることは、御存じのよう、北北海道の日高門別、すでに占領下にあつても土地が提供され、最近さらに紛争の新たに起きておる。ここには、山形県の大高根、神奈川県の茅ヶ崎、群馬県の妙義、あるいは長野県の渡間山、あるいは和歌山県の大島、長崎のオジカセ、あるいは岡山県の本原、石川県の内灘などがあるわけでありまして、これらのところの紛争がなぜあつたかといふことは、いろいろのことによつては、やはり獨立を迎えなした民族感情としての、やむにやまぬ無視することはできないと思ひますが、一方において、一体それでは土地が米軍に提供される過程において、県なりその土地の属する市町村の意向が慎重に求められたかといふと、これが求められておらない。ただ県の保護の方にそういう通知があつた。それを聞きつけて、村民が村民大会を開いて反対決議をする。群馬県や石川県のよう、県議會そのものが反対決議をして、現地在竹やりを用意して反抗氣勢をあげておるというふうな事態が起つておる。それといふのも、結局今までのところでは、やはりその土地の属する都道府県なり市町村、また村民に対して、土地の使用に關する了解工作が非常に不十分であつたことは、内灘の事例に徴しても、長野県の渡間山の事例に徴しても、群馬県の妙義の事例に徴しても、私も現地で十分にとそれを住民から聞いておる。そうだとすれば、この際やはり何らか法律の面で、明文化した形において、地元住民の理解を得るという手順をやはり立法化する必要があるのではないかといふのが、この法律案を提出して御審議を煩わしておる趣旨なのです。そういう意味で、具體的には、もしこの修正案が皆さんの御賛成を得るということになりますならば、日米合同委員会に米軍側から土地の使用に關するリストが提供されたときには、当然内閣總理大臣は、閣議決定をする前に、總理府の主宰者として内閣官房にこのリストが同時に通知をされて、内閣官房の手を通じて、その土地の属する都道府県なり、あるいはまた市町村の意向が正規に求められねばならぬ、従つてこれは、日米合同委員会の協議の結果として閣議に提供する事前において、あらかじめ内閣、總理府の主宰者としての内閣總理大臣は、官房を通じて十分に地方住民の意のあるところを察知し得るという立法的な措置を講ずることによつて、できるだけ周到な立場において、今日の微妙な民族感情の動きに對処して行くということが、政府としても親切な行き方ではないか、そこにこういう手順を設くべきであるといふ改正案を提出いたしました。皆さんの御審議を煩わしておるわけなのです。特に學識経験ある者と申し上げますの

のところで、やはりその土地の属する都道府県なり市町村、また村民に対して、土地の使用に關する了解工作が非常に不十分であつたことは、内灘の事例に徴しても、長野県の渡間山の事例に徴しても、群馬県の妙義の事例に徴しても、私も現地で十分にとそれを住民から聞いておる。そうだとすれば、この際やはり何らか法律の面で、明文化した形において、地元住民の理解を得るという手順をやはり立法化する必要があるのではないかといふのが、この法律案を提出して御審議を煩わしておる趣旨なのです。そういう意味で、具體的には、もしこの修正案が皆さんの御賛成を得るということになりますならば、日米合同委員会に米軍側から土地の使用に關するリストが提供されたときには、当然内閣總理大臣は、閣議決定をする前に、總理府の主宰者として内閣官房にこのリストが同時に通知をされて、内閣官房の手を通じて、その土地の属する都道府県なり、あるいはまた市町村の意向が正規に求められねばならぬ、従つてこれは、日米合同委員会の協議の結果として閣議に提供する事前において、あらかじめ内閣、總理府の主宰者としての内閣總理大臣は、官房を通じて十分に地方住民の意のあるところを察知し得るという立法的な措置を講ずることによつて、できるだけ周到な立場において、今日の微妙な民族感情の動きに對処して行くということが、政府としても親切な行き方ではないか、そこにこういう手順を設くべきであるといふ改正案を提出いたしました。皆さんの御審議を煩わしておるわけなのです。特に學識経験ある者と申し上げますの

は、現に渡間山のような場合には、やはり日本の地震學會が總會において反対決議をし、アメリカにそれが波及し、ヨーロッパのステーションにもそれが波及する、そういうふうなことで、國際的な學界が、日本の貴重な文化財がアメリカ軍の演習によつてその機能を閉鎖しなければならぬといふことに大きな衝撃を受けて來ており、従つてやはり渡間山がその対象となる場合には、學識経験ある者の建議の中において、日本の地震學會、渡間山の地震観測について二十年の間献身的な努力を払つて來た地震學會の權威ある意見を求めることは當然ではないか、こういうふうなことから、一例としてではあります。が、學識経験を求めて來た、こういうふうなわけでありまして、關係行政機關の長と申しますのは、たとえば渡間山は、上信越國立公園の中心地帯であります。しかも國立公園法によつて、國立公園の風景景観はみだりに毀損してはならないといふことが、第八條にははつきりと書いてある。にもかかわらず、渡間山の千四百メートル以上は駐留軍の冬期演習のために供与されるということにおいて、上信越國立公園はその生命を失わねばなりません。そういう意味において、やはり關係行政機關の長の意見といふものを聞いていただきたい。あるいは輕井沢といふ町は、これは昨年第十三國會においては、國際観光文化云々の都市建設法という法律によつて、國會が輕井沢の町の平和な文化的な發展を保障してある。ところがこれまたすでに長い伝統のある輕井沢の町といふものの従来の性格が一変をして、これがいわゆる軍都のような形になりはしな

いかというところが、経井沢の諸君の反対の大きな理由であるとするならば、やはりこの法律を所管する最高の責任者としての関係行政機関の長である建設大臣の意向を求めるといふことも必要ではないか。こういうふうに、個々の事例においては、必ずやはり学識経験ある者なり、また関係行政機関の長の意見も求めなければならぬ場合が非常に多く感ぜられましたので、これらをも加えてその意見を求め、総理大臣の責任において慎重なる決定に運んでいただきたい、こういう気持ちから提案を申し上げまして、どうか皆さんの御審議を煩わし、御賛成を得たいと存ずるのであります。

○福田(勉)委員 岡君のお話を承つて、ごもつとも思ふ点が多々あつたわけでありまして。今までの行き方を見ておきますと、どうも政府の方で非常に秘密に事を運んでおる。それが秘密と書いてありますが、いつの間にかそれが地方の利害関係を有する方に漏れまして、そしてこれを騒ぎ立てる。私も郷里は群馬県であります。妙義山などもまつたくそうであります。まず地方の人が騒ぎ立てまして、そうして私どもが外務省に行つて聞いてみると、まだそんなことはないのです。地方の人がいへばと陳情に来て、いろいろ根掘り葉掘り問いただしますと、実はこんな話が進行しておる、こういうような事例もござりますので、御立案の趣旨に沿つて、ぜひとも外務省ではうまくさばいていただくよう要望しておきます。

そこで何つておきたいのであります。たゞいまあるいは北海道、あるいは神奈川県、群馬県において、各地の問題が起きておられますが、これらの問題は、たゞいままだ法律案は通りませんが、法律案が通らないからといって、どうも進められることをされては困る、この法律案が通らない間に、おきまして、その趣旨に沿つてよく地方の了解を得てやつてもらいたい。打ちにやるようなことが、この法律案が通る前といへどもあつてはならないと思ひますが、この点外務省において目下進行中の妙義山とか茅ヶ崎とか、そういうような問題を打ちにやることではないか、この点についての所言を承つておきたい。

○安川説明員 たゞいま紛争と申しますか、非常に反対の強い妙義山、あるいは北海道の門別その他については、政府としてきわめて慎重な態度で処しております。たゞいまおつしやいまして、たゞ打ちにやるという御心配はないと申し上げて間違ひないと思ひます。たとへば妙義山の場合には、それぞれ陳情者が来られた場合には、もちろん懇切丁寧に御説明申し上げております。また、関係の知事とも随時接触いたしまして、慎重に事を運んでおる、かように考えております。

○内藤委員長代理 次に本日付託になりました米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案を議題として、提出者より提案趣旨の説明を聴取いたします。小川豊明君。

米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案
米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律

第一條 米穀の生産者がその生産した米穀を食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三條第一項の規定に基き政府に売り渡した場合には、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)以下「法」という。第九條第一項の規定による当該生産者の総所得金額(以下「総所得金額」という)のうち、その売渡に因る所得(以下「供米所得」という)があるときは、当該生産者の総所得金額につき法第十三條乃至第十四條の規定により計算した所得税額又は法第十五條の規定による所得税額から、その売渡した米穀の数量一升(一升未満の端数は、切捨てる)につき七円の割合で計算した金額(その金額が、当該所得税額と、総所得金額のうち供米所得以外の所得の金額につき法第十三條乃至第十四條の規定により計算した所得税額又は法第十五條の規定による所得税額との差額をこえるときは、その差額)を控除する。

第二條 米穀の生産者が法第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書を提出しようとするときは、当該申告書に前條の規定による控除に関する事項を記載しなければならぬ。

第三條 第一條の規定は、前條に規定する申告書に第一條に規定する控除に関する事項の記載がない場合においては、適用しない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第四條 第一條の規定は、第二條に規定する申告書の提出期限又は申告書をなすべき日後に当該申告書を提出した者の所得税について、適用しない。但し、申告書の提出期限内に提出がなかつたことについて、これを提出した者に正当な事由があると認められた場合においては、この限りでない。

附則
この法律は、公布の日から起算して、昭和二十八年分所得税から適用する。

○小川(豊)委員 この法律案は、森幸太郎君外二十名の提案でありますけれども、便宜上私から御説明申し上げたいと思ひます。

米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案のこの條文は、御手元に配付してございまして、これをざらに願ひまして、概略この法案の内容、精神といつたようなものを簡単に御説明申し上げたいと思ひますが、食糧需給の状況にかんがみまして、米の増産と供出をはかるために、米穀の供出代金に対する所得税について特例を設ける必要がある、これがこの法律案を提出した理由でございまして、今日の食糧事情は、まことに憂慮にたえない状態でありまして、そのために、今でも米は塩やタバコと一緒に統制を受けております。こういう点から見ると、米は経済価格ではなくて、まつたく政治価格であります。しかもこの米を生産する農民の生産の形態というものは、まつたく原始生産形態の域を脱しない状態でありまして、そのためにほとんど生産費を償わない価格で供出させられております。そのために、農家の経済的維持がきわめて困難である、それをこの法律により少しく緩和して、供出意欲を促進するとともに、増産に寄与せんとするものでありまして、何とぞ御審議いただきまして、御賛成を得たいと思ひのであります。

○内藤委員長代理 以上で提案趣旨の説明は終りました。

○内藤委員長代理 次に、本日議題となつております三案について質疑を続行いたします。淺香忠雄君。

○淺香委員 たゞいま議題となつております資金運用部資金法の一部を改正する法律案であります。この件につきましては、地方行政委員会におきまして理不尽と申しましようか、法制化しようというところから、私どももこれが対策として、ただちに資金運用部資金法の一部改正で強硬にこれに對抗しようとしたものであります。先ほど地方行政委員会の理事の皆さん方にお見えになられました、今のところこれを法律化する考えはない、今後この委員会と大蔵委員会と連合した小委員会を設けて、円満に協議をして行きたいというふうな話を承つたのであります。この件につきましては、私ども大蔵委員会にとりましても、また非常に重要な問題でありますし、この件に關して、委員長におかれましては慎重に、しかも大事をふんでおとりはからいくださいましように、私から特に

お願いを申し上げる次第であります。

○内藤委員長代理　ただいまの浅香君の御発言に關しましては、千葉委員長に申し伝え、善処いたさせます。

それでは七時まで休憩いたします。

午後五時五十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

請願に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年八月六日印刷

昭和二十八年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局